

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

■ 施設基準等に係る届出

当院は、関東信越厚生局長に下記の届出を行っております。

【基本診療料の施設基準等に係る届出】

- ・情報通信機器を用いた診療にかかる基準
- ・機能強化加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算2
- ・時間外対応体制加算3

【特掲診療料の施設基準等に係る届出】

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・こころの連携指導料(Ⅰ)
- ・別添1の「第9」の1の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

まつもとクリニック